

別表 1

家庭系一般廃棄物の収集区分・収集曜日・排出方法（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
（行政回収）

| 収集区分 | | 収集曜日 | | 排出方法 |
|--------------------------|------------|---------|----------|--|
| | | 松前校区 | 北伊予・岡田校区 | |
| 可燃ごみ | | 毎週月・木曜日 | | 町が指定するごみ袋「可燃ごみ指定袋」で排出する。 |
| 資源 ごみ | 古紙 (紙類) | 第1・3火曜日 | | 品目(新聞、段ボール、紙パック及び雑誌類)ごとに十文字にひもを掛けて排出する。 無色又は白の半透明の袋で排出する。 |
| | びん類 | 第2土曜日 | | |
| | かん類 | 第1土曜日 | | |
| | 金属類 | 第4土曜日 | | |
| | 古着・古布 | 第2火曜日 | | |
| | ペットボトル | 第1・3金曜日 | 第1・3水曜日 | |
| | プラスチック類 | 毎週水曜日 | 毎週金曜日 | |
| | 有害ごみ | 第3土曜日 | | |
| | スプレー缶 | 第4土曜日 | | |
| | せんてい枝 | 第2・4金曜日 | 第2・4水曜日 | |
| 埋立ごみ | | 第4火曜日 | | 無色又は白の半透明の袋で排出する。 |
| 粗大ごみ (450以下の袋に入らないごみ) | | 指定日 | | はがきで申し込み、町が指定する収集日に粗大ごみシールを貼り自宅前に排出する。 |

(拠点回収)

| 収集区分 | | 収集日 | 排出方法 |
|------------------|---|-------------------------|--|
| 資 源 ご み | 廃食用油 | 随 時 (各回収個所の開庁日又は営業日) | 庁舎1階ロビー、東・西・北公民館及び DCM ダイキ松前店に設置している専用回収ボックスに自己排出することができる。 |
| | わたふとん | | 庁舎1階生活環境係窓口に自己排出することができる。 |
| | 家電製品 (小型家電) | | 庁舎1階ロビー、東・北公民館、DCM ダイキ松前店、総合福祉センター、エミフルMASAKI、エディオン MASAKI店及びフジ松前店に設置している専用回収ボックスに自己排出することができる。西公民館は、ボックスに排出する代わりに職員に受け渡すことができる。専用回収ボックスに入らない場合は、庁舎1階生活環境係窓口に自己排出することができる。 |
| | カセットコンロ等のスプレー缶及びライター等自己で内容物を排出する際危険を伴う物並びに分別に迷うもの | | 庁舎1階生活環境係窓口に自己排出することができる。 |

※拠点回収を除き、当日の午前7時までに排出すること。